

でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の審議会についてご説明いたします。この審議会は、「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「大阪市人権施策推進審議会運営要領」に基づき、公開といたしております。なお、未だ報道機関の方はお入りではありません。また、情報公開を推進する観点から、本日の会議要旨、会議録は後日、大阪市ホームページに掲載する方法での公開を予定しております。

委員の皆様からのご発言について、でございます。ご発言いただく際には挙手いただき、机上のマイクをお使いいただきますようお願いいたします。ウェブ出席の委員におかれましては、ご発言されない間はマイクをミュートにいただき、ご発言される場合は、Microsoft Teams の挙手ボタンで、発言希望の旨をお示しください。司会からご指名がありましたら、マイクをオンにしてご発言ください。また音声・映像などの通信状況は事前に確認させていただきましたが、会議途中で通信状況に問題が生じた場合は、画面上にあります「会話の表示」ボタンのチャットなどでお知らせいただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の資料等をご案内いたします。お手元に、「第 52 回大阪市人権施策推進審議会次第」「資料一覧」「配席図」「委員名簿」及び資料をお配りしております。資料は「資料一覧」のとおりでございます。議事進行の都度、ご確認いただき、不足などがございましたら事務局に挙手等でお知らせください。

次に、本日ご出席の委員の皆様を、五十音順でご紹介させていただきます。

佐藤委員でございます。

澤田会長代理でございます。

塩中委員でございます。

ウェブ出席の高見委員でございます。

谷井委員でございます。

永井均委員でございます。

永井広幸委員でございます。

乗井会長でございます。

廣岡委員でございます。

藤本委員でございます。

ウェブ出席の的場委員でございます。

三輪委員でございます。

吉田委員でございます。

事務局の出席者につきましては、お手元にお配りしております配席図をもちまして、紹介とさせていただきます。それでは、事務局を代表いたしまして、市民局理事の渡辺よりご挨拶を申し上げます。

渡辺 市民局理事

皆さん、おはようございます。市民局理事の渡辺でございます。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃より本市の人権行政をはじめ、市政各般にわたりお力添えを賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

前回、審議会を昨年 7 月に開催いたしましてから半年余りが経過いたしました。この間、本市におき

ましては「人権行政推進計画」に基づきまして、人権啓発事業や相談事業を着実に行うとともに、インターネット上の人権侵害に対応するため、新たにモニタリング事業を開始いたしました。また、前回の審議会にてご意見を頂戴いたしました 5 年ごとの「人権問題に関する市民意識調査」につきましても、予定通り実施いたしまして、現在、集計作業を進めており、来年度に詳細な分析を行う予定といたしております。本日は、こうした取組状況につきましてご報告を申し上げたいと考えております。

一方で、近年の社会情勢を顧みますと、人権を取り巻く環境は著しく変化をしております。昨年 6 月、国におきまして、SNS の普及や人権課題の複雑化を背景に「第 2 次人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。これは第 1 次計画から約四半世紀ぶりの改定となりまして、一層多様化する人権問題への対応が求められているところでございます。

本市におきましても、国の新計画を踏まえた「人権行政推進計画」の改定を考えておりまして、本日、貴審議会へ諮問をさせていただき所存でございます。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りまして、本市における今後の施策展開の検討に活かしてまいりたいと考えております。本日は、何卒よろしくお願い申し上げます。

永田 人権企画課担当係長

これより議事に入っておりますが、以降の進行は乗井会長にお願いしたいと思います。乗井会長、よろしくお願いいたします。

乗井 会長

はい。おはようございます。乗井でございます。それでは、審議会次第に従って議事を進めてまいります。まず、議題(1)「人権が尊重されるまち」指標(令和 7 年度版)案の A、イ、ウにつきまして、事務局より一括してご説明をお願いいたします。

高 人権企画課長代理

市民局人権企画課長代理の高でございます。それでは議題(1)の A さまざまな人権課題への取組について、お配りしております資料 1-1 と 1-2、それとは別にお手元に配付いたしました「大阪市人権行政推進計画」を用いましてご説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。着座にて失礼いたします。

さて、この「人権が尊重されるまち」指標に関するご説明につきましては、昨年 2 月の審議会でご説明して以来、約 1 年ぶりとなりますので、この指標がどのようなものなのかについて、今一度、確認をさせていただきたいと思っております。

お手元でございます「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」をご覧ください。表紙と目次のページをめくっていただきますと、2 ページにこの計画の概念について表現したイラストが出てまいります。このイラストでは、市民の皆様と大阪市が「人権教育・啓発」をエンジンとする車をともに走らせながら、「人権が尊重されるまち」という目的地に向かっていく様子が描かれておりまして、その中で「人権が尊重されるまち」指標は、目的地までどれだけ近づいているかを示す「道しるべ」に位置づけられております。

ここで、資料 1-1 をご覧ください。「人権が尊重されるまち」指標の冊子については、人権啓発や人権

相談の取組に加えまして、本市の各部局が進めている施策のうち、人権が尊重されるまちに向けて関連の深いものに関する取組状況を示すさまざまなデータを毎年とりまとめてございます。

次に、資料 1-2 をご覧ください。これは、指標冊子そのものでございまして、本年 3 月の公表に向けて、本日は案としてとりまとめております。この「まち指標」には 2 種類ございまして、まず、1 つが「基本指標」となります。これは、「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちと思うか」や「大阪市は子どもが個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちと思うか」など、市民の意識に関する質問を通じて、大阪市が人権が尊重されるまちにどれだけ近づいているか、その実感を示したものです。

もう 1 つの「その他の指標」は、女性や子ども、高齢者、障がいのある人など、個別の人権課題に関連する事業の実施状況や成果などを具体的なデータとして示したものとなっております。

資料 1-1 の裏面に移ります。令和 7 年度から、基本指標の測定・表示について見直しを行うことといたしましたので、ご説明いたします。これまで基本指標については、5 年ごとの意識調査に加えて、毎年、民間ネット調査の数値も参考として掲載しておりましたが、この間の審議会でのご意見も踏まえて検討した結果、基本指標にかかる民間ネット調査の活用は取り止めることといたしました。理由としましては、民間ネット調査が住民基本台帳からの無作為抽出による調査ではなく、民間事業者に登録するモニターからの回答となり、市民の代表性に欠けるという点で市民意識調査との比較になじまないという判断をさせていただいたものです。なお、その背景としましては、今般、本市内部で「統計学的な数値でないものを目標達成の判断材料に用いることは市民の代表性を有しているかのような誤解を招くおそれがあり、アウトカム測定に用いることは望ましくない」という通知があったことがございます。

本日、お手元の資料 1-2 は、令和 7 年度版の案でございますので、ここにもございますとおり、「人権に関心がある」と答えた市民の割合を例に、前回と今回の見直し内容をお示しさせていただきました。

続きまして、「人権が尊重されるまち」指標、資料 1-2 の案についてのご説明に移ります。まず、私から、さまざまな人権課題への取組として、本市の人権に関連する各部局の施策をいくつかご紹介させていただいた後、人権啓発・相談センターから今年度の人権啓発・相談の取組内容についてご説明させていただきます。

資料 1-2 の冊子の 9 ページをご覧ください。9 ページに表がございますが、その表の下から 2 段目に「いじめの認知件数」がございます。令和 5 年度は小学生 21,873 件、中学生 1,144 件で、令和 6 年度はそれぞれ 23,778 件、1,283 件と増加しております。本市では、「大阪市いじめ対策基本方針」のもと、軽微なものも見逃さないよう丁寧に対応していくこととしており、学校園の教職員に対し、このことが徹底されております。この方針には「子どもの尊厳を守るために」というスローガンが掲げられておりまして、子ども一人ひとりの人権を守る取組として着実に浸透し、細やかな対応に務めた結果が、この数字に表れてきているものと考えております。

続きまして、13 ページにお移りください。13 ページの下の表の下から 2 段目に「福祉施設からの一般就労移行者数」がございます。概要欄にもございますように「就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の推進」は、基本指標の表の 1 段目にございます「大阪市は障がいのある人が就労の機会に恵まれ、障がいのある人が自立した生活を営める」うえで、非常に重要な意味をもっております。本市では、各支援機関の機能や特性を生かした支援ネットワークの構築等を通じて、円滑に一般就労へ移行できるように支援しており、令和 8 年度の一般就労への移行者数の目標を 1,140 人としているところ、令

和 6 年度は 1,726 人の実績を達成することができております。

背景には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定める法定雇用率が令和 6 年 4 月に 2.3%から 2.5%に引き上げられたこと、また、市内の事業所数及び利用者数の増加も大きく影響していると思いますが事業者向け研修を開催するなどといった支援力強化の取組も高い実績につながっているものと考えております。

次に 18 ページをご覧ください。18 ページ下の表の上から 2 段目、「大阪市の外国人住民総数のうち、大阪市ホームページで各種手続きなどくらしにまつわる生活情報が母語で提供されている外国人住民の割合」をご覧ください。概要欄にあります「多様な言語・手段による情報提供、相談対応の充実」は、基本指標に掲げております「外国人住民が、さまざまな相談や情報提供を受けることができる」ことに直結いたします。

本市では、現在、市のホームページで外国人向けの生活情報を英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語の 4 言語とやさしい日本語で提供するとともに、全ページを機械翻訳が利用できるようにしております。その結果、母語で生活情報の提供を受けることができる外国人住民の割合について、国籍が多様化する中においても 80%以上の割合を維持できるようになっております。

最後に 23 ページをご覧ください。23 ページ下の表の最後に「大阪市ファミリーシップ制度の宣誓組数の累計」がございます。本市では、性的マイノリティの当事者がお互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力しあい、社会においていきいきと輝き活躍されることを期待して大阪市ファミリーシップ制度を導入しております。また、制度の利用を促進するため、本市では宣誓の予約を行政オンラインシステムでも受け付けられるようにしたり、日数は限られておりますが時間外でも予約を受け付けられるようにしたりするなど、利用者の利便性向上にも取り組んでおります。

このような取組の効果もございまして、令和 6 年度の累計で 696 件となっており、平成 30 年 7 月の制度開始から年平均で 100 組超のご利用をいただいております。

以上、さまざまな人権課題の中から取組の進捗の一部をご紹介させていただきました。私からのご説明については、以上でございます。引き続き、人権啓発・相談センターからご説明がでございます。よろしくお願いいたします。

吉田 人権啓発・相談センター所長

人権啓発・相談センター所長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。それでは議題(1)イの「啓発事業の取組」と、ウの「人権相談の取組」について説明いたします。時間の関係がございますので、要点に絞った説明とさせていただきますけれども、ご容赦賜りますようお願いいたします。それでは着座にて説明させていただきます。

まず、資料 2 の「啓発事業の取組」をご覧ください。人権啓発・相談センターでは、大きく分けまして 4 つの啓発事業を実施してございます。資料に○印をつけてございますが、1 ページの「地域密着型市民啓発事業」、3 ページの「市民啓発広報事業」、6 ページの「参加・参画型事業」、9 ページの「企業啓発推進事業」、その他として 12 ページの「人権啓発事業効果検証」となります。

それでは、1 ページの「地域密着型市民啓発事業」をご覧ください。地域に根ざした人権啓発の担い手として各区でご活動いただいております人権啓発推進員の人材育成を図ることを目的に各種の研修を実施しているところでございます。昨年 12 月末現在でございますけれども、672 名の方に市長委

嘱をしているところでございます。

研修につきましては、表の「研修名等」に記載してございますとおり「新任推進員を対象とした研修」をはじめとしまして「全推進員を対象とした全体研修」、次ページの「情報共有研修」、そして「リーダー養成研修」を実施してまいりました。

個々の研修の時期でありましたり、内容、参加者数については資料を参照いただきたいと思いますけれども、推進員としての経験等に応じまして、外国人や同和問題、インターネット等の多様な人権課題を念頭に置いて実施してまいりました。

次に 3 ページの「市民啓発広報事業」の「啓発用 DVD による人権啓発」です。利用者アンケートを参考にしながら、「同和問題」でありましたり、「高齢者」、「障がいのある人」、また「ビジネスと人権」など様々な課題について、時宜を得たジャンルを含めて DVD を購入し貸出しを実施しているところでございます。保有してございます 327 作品の内訳につきましては資料に記載のとおりでございますが、令和 7 年 12 月末現在の貸出実績といたしましては、396 本、延べ 11,904 人の方々に視聴いただいているところでございます。昨年の同月が 361 本でございましたので、微増となっているところでございます。

次に、4 ページに移りまして大阪市人権だよりの発行でございます。人権啓発・相談センターでは『人権だより KOKORO ねっと』を発行してございまして、また、特別号といたしまして「インターネットの使い方」、59 号はカスタマーハラスメント、60 号は「能登半島地震で生じた課題・対応」について発行してまいりました。61 号につきましては 3 月に発行予定でございますけれども、「インターネットと人権」として発行してまいります。今後とも、今日的な身近な人権課題でありましたり、市民の方々に是非とも知っていただきたい内容を掲載するなど、誌面内容の充実を図ってまいります。

続きまして、5 ページに移りまして「人権啓発広報用動画制作事業」です。「外国人」や「障がいのある人」「性的指向・性自認」などの人権問題の理解を深めることとして法務省から委託されている事業でございまして、今年度につきましては、「インターネットと人権」をテーマといたしまして動画を作成してまいりました。動画につきましては、先週からHPに掲載しております。

また、1 点報告でございますが、同事業で昨年度に作成いたしました「障がいのある人」をテーマとした人権啓発動画につきまして、全国の地方公共団体が作成した825作品の人権啓発資料の中から「令和 7 年度の法務大臣表彰」の優秀賞をいただくことができました。本日は、時間の関係上観ていただくことができませんけれども、人権啓発・相談センターのHPに掲載してございますので、是非ともご覧いただき活用いただければと考えておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして、6 ページに移ります。6 ページの「参加・参画型事業」のうち「人権に関する作品募集事業」でございます。人権に関するキャッチコピーを募集させていただきまして、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報印刷物等に活用するとともに、各区の人権啓発事業に活用しているものでございます。

今年度につきましては、3,648 作品のご応募をいただきまして、入選作品の表彰式を来月 3 月 8 日に行う予定としているところでございます。

次に、7 ページの「人権の花運動」、8 ページの「J リーグセレッソ大阪との連携・協力事業」は、大阪市と大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で構成してございます「人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会」の事業といたしまして、全国一斉に国の基本方針に沿って実施しているものでございます。

「人権の花運動」は、児童が協力し合って花を育てることを通じて人権尊重の意識を育み、豊かな人

権感覚を身につけてもらうこと、「セレッソ大阪との連携・協力事業」では、青少年などをターゲットといたしまして人権への関心と人権意識の向上をめざすことを目的に実施してまいりました。

9 ページから11ページにかけては「企業啓発推進事業」でございます。市内の企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援を行う事業です。より効果的な研修内容となるようにテーマの設定でありましたり、講師選定を行いまして、参加者の拡大に繋げるものとしていただいております。

企業の人権担当者や管理職、経営層など、それぞれの階層に応じて、「外国人」や「同和問題」、「ハラスメント」、「LGBT」など多様な人権課題に関する研修を実施していただいております。個々の内容等につきましては、資料をご参照くださいますようお願いいたします。

最後になりますけれども、12 ページの「人権啓発事業効果検証」でございますけれども、学識経験者により人権啓発・相談センターで実施していただいております事業の検証を行っていただきまして、PDCA サイクルを回し、効果的、効率的な事業の展開を図るものとして実施していただいております。

今年度につきましては、3月6日に実施予定としてございまして、いただいたご意見を念頭に置きまして、可能なものから事業反映し、効果的な事業運営となるよう努めてまいります。

引き続きまして、人権相談の取組につきましてご説明申し上げます。資料につきましては、資料3をご参照くださいますようお願いいたします。

私ども、人権啓発・相談センターで実施していただいております人権相談につきましては、事業を委託させていただいて専門相談員を配置し実施していただいております。資料に記載のとおり平日の夜間や日曜・祝日にも対応を行っているほか、区役所への出張相談、さらには他の専門相談機関と連携して解決・支援等にあたるなど、相談者ニーズに応じた相談体制としていただいております。相談方法につきましては、多くが電話となっているところがございますけれども、メールであったり、面談、手紙等においても実施していただいております。

大きな2の「令和7年度における取組について」でございますけれども、複雑多様化していただいております人権相談に対応し、人権侵害の早期発見と救済を進めていくために、当センターの相談窓口の認知度の向上と区役所における人権相談機能の充実や専門相談機関等とのネットワークの充実に努めていただいております。

(1)にございます相談窓口の認知度向上に向けた取組でございますが、アからキに記載のとおり、周知用のポスターの掲示であったり、相談カード、うちの作成・配布をはじめ、市民の方々に窓口を知っていただくために様々な取組を行っているところがございます。

次ページの(2)の満足度向上に向けた取組につきましては、記載のとおり高い評価をいただいております。

(3)の区役所における相談機能の充実に向けた継続的な取組といたしましては、区役所の人権相談担当者へのケーススタディでの事例研究やスキルアップを図るための研修会、また、新任の担当者向けの研修会を実施してございまして、知識のすみやかな習得につながるよう支援を行ってまいりました。

(4)の専門相談機関等とのネットワークの充実に向けた取組といたしましては、相談案件に応じまして、多くのNPO団体等との連携拡充を図っていることをご示したのようになってございます。

続きまして、大きな「3 令和7年度における相談実績について」でございますけれども、ご相談いただいた案件数は12月末現在ですけれども1,059件、ひと月平均では117件となっております。

昨年度から大きな増減はございません。

次ページの相談内容の課題別相談内容でございますけれども、特徴といたしましては、「障がい者」に関する課題が最も多く、次いで「生活」「近隣」や「高齢者」に関する相談が多い項目になってございます。駆け足になりましたけれども、人権啓発・相談センターにおける啓発事業・相談については以上でございます。よろしくお願いいたします。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございました、議題(1)のA、イ、ウにつきまして、委員の皆さんにご質問、ご意見を伺いたいと思います。ご発言の際は、A、イ、ウのどちらの課題についてのご発言かを明確にいただければと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

澤田 会長代理

すいません。澤田です。Aの、さまざまな人権課題の取組のところ、資料 1-2、4 ページのところについての質問なんですけれども、よろしいでしょうか。

男女共同参画に関する状況について、調査のところの数字の説明は特にはなかったんですけれども、令和 5 年度から令和 6 年度への変化というのが結構大きく感じまして、特に社会全体として男女が平等であると思う市民の割合というのが、10%程度減っているというのがすごく気になりました。どうしてこういうふうに、数値が大きく減ったのかということ、何か分析がありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

2 つ目のところも、いわゆる男女の役割分業ですね、こういう意識が逆に上がっているというのも、時代から考えるとなぜこういうふうな状況なのかということですね、何か分析がありましたら教えていただきたいと思っております。以上です。

乗井 会長

事務局いかがでしょう。

高 人権企画課長代理

令和 5 年度と 6 年度で、数字が大きく差があるところですが、この数値を問うアンケートなんですけれども、令和 5 年度は民間ネット調査を用い測定していたものが、令和 6 年度になると市民意識調査で、アンケートの方法を変えたということが大きく影響しているということ、担当課からお伺いしております。

乗井 会長

はい。三輪委員どうぞ。

三輪 委員

今の点に絡んで、そうすると経年比較ができないデータだったということになりますので、これまで審議会でも民間ネット調査の精度とか、実施方法が毎回違うといった点については指摘してきましたの

で、今回取り止めということになったのは進展かなと感じながら聞いておりました。

で、お伺いしたいのは、男女共同参画に関する事なんですが、5ページのDVに関する状況のところ、配偶者等からの暴力に係る相談窓口の認知度というデータが用いられています。これに関しては、政府が各都道府県に1ヶ所設置した、いわゆるワンストップセンター、それは大阪市では大阪市配偶者暴力相談支援センターのことかなと思うんですが、こちらのほうの状況をお示しになれるほうが、正確に状況を把握できるかなあと思いました。

ワンストップセンターを作ったことによる効果とか、実際に支援を受けた方の人数の推移とか、そのあたりもわかりますので、相談窓口の認知度よりもむしろDVに関する対応状況を明らかにできるデータを使うのが適切ではないかと思えます。

ワンストップセンターは、日本政府が様々な国際会議でジェンダー平等に関する報告をするとき、あるいはSDGsのVNR、ボランタリーナショナルレビューでも、設置していることを大々的に広報している取組でもあり、政府としての実践でもあります。ですので、大阪市での取組についても、どんな効果をあげているのかがわかるデータを揃えていただくことが適切かと思えます。

もう1つは、今後、経年変化がきちんと把握できる調査方法になった点は進歩だと思えますが、それぞれの指標に関して目標値は設定されないのでしょうか。

目標値を設定されないと、大阪市として十分な取組が実施されたかどうかを評価できません。やったことの成果の評価というのは、行政にとって非常に重要だと思えますので、今後そういうことも検討していただけたらと思えます。

高 人権企画課長代理

先ほど、1点目ですね、ご質問ありました件につきましては、担当課とも相談しながら、指標、測定しているものがどうかということも含めまして、相談をさせていただきたいと思えます。

浅井 人権企画課長

実際の指標として引っ張ってくるものというのは、毎年これを取りまとめるものですので、ご意見いただきましたことを踏まえまして精査したいなと思えます。目標値に関しましても、各施策で計画を持っていたりしますので、そこで設定しているものもあれば、考え方によって目標値がないものもあるんですけども、ちょっとその辺も見直してみたいと思えます。

乗井 会長

時間の関係もありますので、ただいまの委員の意見を事務局の方でも踏まえていただいて、引き続き進めていただければと思えます。

続きまして、議題の(2)でございます。大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～の改定につきまして、大阪市より諮問がございます。

永田 人権企画課担当係長

それでは、理事の渡辺より、諮問書をお渡しさせていただきたいと思えます。

お手数ですけれども、乗井会長、前の方に行っていただいてよろしいでしょうか。

渡辺 市民局理事

諮問書

大阪市人権施策推進審議会会長 乗井 弥生様

本市では、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして「大阪市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、その理念のもと「大阪市人権施策推進審議会」の答申を踏まえて策定した「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に沿って施策を推進してきました。また、今日的な課題についても、貴審議会のご意見をいただきながら、時宜にかなった人権啓発や相談事業等に取り組んできたところです。

一方、現代社会においては、少子高齢化の進行や、情報化、国際化のさらなる進展に伴い、価値観や生活様式の多様化が進む中、依然として人権に関する様々な課題が存在しています。特に近年では、インターネットを介した誹謗中傷やプライバシー侵害等が大きな社会問題となるなど、人権課題は一層複雑化・高度化しています。

このような社会状況のもとでは、性別、年齢、障がいの有無、国籍の違いなどに起因する個別の人権課題への対応にとどまらず、各施策の役割分担を明確にしたうえで、相互に連携を図ることが重要となってきます。加えて、すべての施策の基盤として、多様性を認め合い、自他の人権を尊重する意識を高めていく取組がこれまで以上に求められます。

こうした中、国においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿って施策が進められてきましたが、その後の社会経済情勢の変化や国際的な動向等を踏まえ、令和 7 年 6 月に「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」(以下「第二次計画」という。)が策定されました。第二次計画では、インターネット上の人権侵害を課題横断的な人権課題と位置づけるとともに、ビジネスと人権をめぐる国際的要請の高まりや「複合差別」の視点などが盛り込まれ、これらの現状認識に基づく人権教育・啓発の方向性が示されています。

こうした状況を踏まえ、本市としましては、人権が尊重される社会の実現に向けてより一層、施策の推進を図るため「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を改定することといたしました。

つきましては、計画改定にあたり貴審議会のご意見を賜りたく、ここに諮問するものです。

令和 8 年 2 月 2 日

大阪市長職務代理者 大阪市副市長 高橋 徹

乗井 会長

はい。ただいま大阪市からの諮問書を受け取りましたので、今後、答申に向けて審議を進めてまいります。つきましては現行の計画の概要、大阪市の考える改定の方向性など、事務局のほうからご説明をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

浅井 人権企画課長

それでは、今回の人権行政推進計画改定に関しまして、その背景と現在の計画の特徴、それを踏まえた、改定の方向性についてご説明をいたします。資料 4-1 をご覧ください。今回の本市の計画の改定は、今、理事から読み上げました諮問趣旨のとおり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が改定さ

れたことを受けて行うものでございます。まず、国計画の改正の主なポイントとしましてですが、現状認識の面で、インターネット上の人権侵害が非常に深刻化しているということが大きく取り上げられました。また、複数の属性が重なり合うことによる、いわゆる複合差別によって人権侵害が深刻化しているということについて、新たに項建てをされて記載されました。さらに、「ビジネスと人権」をめぐる国際的な要請の高まりについても挙げられたところでございます。

さらに、これとあわせまして、これまで、インターネット上の人権侵害という問題は、個別の人権課題、例えば女性や子ども、高齢者、障がいのある方、外国人などの個別の課題と並列に取り扱われていたが、これらの個別課題に横断的に関係する人権課題であるとの位置づけに整理されております。これらが、改正の大きなポイントとなっております。

次に、本市の今の計画の特徴ですけれども、お手元にあります冊子を見ていただければと思いますが、2ページのイラストですが、現計画は人権が尊重されるまちをめざして、4つのパーツで構成しております。

まず1つ目は、左上、「人権の視点！100！」としまして、各局各部署の施策や日常の行政運営において重点をおくべき、人権尊重の視点を取りまとめたパーツと、2つ目が、右下のところ です。市民に対しての人権教育・啓発についての基本的な取組内容を記載したパーツ、3つ目に、人権相談・救済について基本的な取組を記載したパーツ、そして、右上の部分、これらを進めていく中で、どれだけ人権が尊重されるまちに近づいたかを指標としてとりまとめたパーツ、という構成となっております。

それぞれのパーツに共通する記載の特徴としましてですが、例えば、32ページ、ご覧いただけますでしょうか。人権教育・啓発のパーツですが、例えば、(2)人権に関する情報の総合提供として、「生涯学習情報提供システムいちょうネットを充実させます」や、「人権に関わるホームページを改善する」や、「誰もがわかりやすい表現や多言語による情報発信を心がける」など、具体的にやっていくことを端的に並べるような、リスト化したような記載の形になってございます。

パワーポイントの資料4に戻っていただきまして、その反面で、それぞれの取組の狙いや視点、先ほど申しました3つのパーツである「人権の視点！100！」や「人権教育・啓発」や「人権相談」のそれぞれの施策が、人権が尊重されるまちに向けてどのように関係していくのかなど、そういった記載が薄く、全体像が把握しにくいというのが特徴でございます。これは当時の審議会から、市民に分かりやすく、とっつきやすく作るべきというようなご意見が強くありましたことから、こういった具体的な取組を中心に整理したということでございます。

この国計画の内容と、今の計画の特徴を踏まえまして、「計画改定の方向性」ということで取りまとめさせていただきます。

国の計画でも指摘されているとおり、現在の人権を取り巻く状況は、多様化・複雑化・複合化しております。そうした中では、個別の人権課題に着目して解決をめざすだけでなく、「人権が尊重されるまち」づくりに向けた全体的な枠組みの中で、各施策の役割を理解しながら取り組んでいくことが一層重要となると考えてございます。

そのため、これらを示したうえで、本計画の取り扱う範囲やその中の各具体取組の狙い、関係性など、計画全体像を明確に“見える化”したいと考えてございます。

具体的には、1つ目には、今申しましたように、全体戦略やそれぞれの関係性を意識して、全体を体系的に再構成していきたいと思っております。2つ目には、内容としまして、本市としても、インターネット上の人権

侵害についての認識をしっかりと明記していく。3つ目には、その現状認識を踏まえまして、国計画との整合性を図りながら、教育・啓発の視点や方向性について明記していくということ。4つ目には、人権相談・救済に関しても、法制度を踏まえた、ここで法制度というのはインターネットの関係でいいますと情プラ法が整備されて誹謗中傷などの削除要請がしやすくなったりなど、そういった法整備を踏まえて、基本的な考え方や方策を明記していくこと、こういった4つの観点をもって検討をすすめ、人権行政を担う職員や市民にとってより理解しやすい計画としまして、もって人権が尊重されるまちに向けて推進力をさらに強化していきたいと考えてございます。

今申し上げましたような、人権が尊重されるまちにむけた、全体的な枠組み、その中での本計画の範囲ということが、イメージしにくいと思いますので、イメージ図をお示しております。

簡単にご説明いたしますと、本市では、「人権が尊重されるまち」とは、具体的には、すべての市民に対して差別がなく、平等な機会が保障されている状態であること、また、暴力を受けることがなく安全が保障されている、必要なときに支えとなるセーフティネットがあり、プライバシーが守られている、言いたいことが表現できることなど、こうした状態が確保されているまちであると考えています。

一方で、人権侵害を受けやすい属性があることも認識してございます。例えば、女性、子ども、障がいのある人、高齢者などについては、それぞれ関係する法体系のもとに、本市の各部局において、特性や課題に応じた支援施策などが検討・実施されています。また、分野によっては、個別の計画を定めて取り組んでいるものもあります。そのうえで、こうした「人権が尊重されるまち」をつくっていくための担い手であり、土台となるのは、行政と市民であると考えています。担い手である行政においては、あらゆる施策に人権の視点を浸透させていくことが重要であり、市民に対しては、人権を尊重する意識を醸成し、さらに高めていくことが必要であると考えてございます。

また、万が一、人権侵害が生じた場合には、適切な支援につながるよう、相談体制を整えていくことも欠かせないと考えてございます。

本計画では、こうした全体像を示したうえで、行政と市民による「土台」の部分について、基本的な考え方を整理し、とりまとめていくものでございます。計画改定の方角性については以上でございます。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局から改定の方角性についてご説明がありました。事前に説明を受けまして、私としましては、本諮問に対しては、より専門的かつ効率的に議論を進めるために、本審議会に部会を設置してですね、その部会において事務局案を十分に検討していただいたうえで、次の審議会の会議にて審議するという形で進めていきたいと考えます。つきましては、部会設置の手続き等について、事務局からご説明いただきたいと思っております。

浅井 人権企画課長

部会に関しましては、「大阪市人権施策推進審議会規則」に規定がございまして、関係の規定をご紹介させていただきます。資料は4-2をご覧ください。この規則の第4条には、「会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる」となっておりまして、第2項には、「部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する」、第3項に、「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する」となっております。また、第3条にもどっていただきまして、「専門の事項を調査審

議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる」とございます。第 2 項で、「専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する」となっております。以上でございます。

乗井 会長

はい。部会の設置と、部会の委員、部会長の指名ということで、会長が行うということになっております。まず、部会の委員の構成ですけれども、先ほどの改定の方向性を踏まえまして本審議会から 2 名、外部から専門委員として、インターネットの問題に詳しい方々を 2 名お招きして、4 名体制にしたいというふうに考えております。

まず本審議会からの委員ですけれども、会長代理をしていただいております関西学院大学の澤田委員をお願いをしたいと思います。澤田委員は、大学の人権教育研究室長をお務めになられたご経験もありますし、部会長として適任かというふうに考えております。

もうお一方ですけれども、大阪市企業人権推進協議会副会長を務められている藤本委員をお願いしたいと思います。

澤田委員、よろしいでしょうか。

澤田 会長代理

はい。お引き受けいたします。

乗井 会長

藤本委員もよろしいでしょうか。

藤本 委員

はい。お受けいたします。

乗井 会長

はい。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、外部からお招きする専門委員ですけれども、お一人につきましては、インターネットの問題に関する知見を豊富にお持ちで、大阪市ヘイトスピーチ審査会の委員もお務めになったこともある岡田健一弁護士をお願いしたいというふうに考えております。岡田弁護士は情報処理に関する国家資格とかもお持ちで、インターネットと人権に関する知見が非常に深いということで、岡田健一弁護士をお願いしたいというふうに思っております。

もうお一方ですけれども、龍谷大学の妻木進吾准教授をお願いしたいというふうに思っております。妻木氏は同和問題をはじめとして大阪市の人権施策にお詳しいこと、かつ、都市社会学を専門とされているということです。現在、大阪市同和問題に関する有識者会議のメンバーでもいらっしゃいますので、専門委員としては適切、適任かなというふうに思っております。

この点に関して皆様ご承知おき、よろしくお願いいたします。

事務局には、お二方の専門委員の委嘱等の手続きを、お願いしたいというふうに思っております。

浅井 人権企画課長

承知いたしました。

乗井 会長

続きまして、この後の進め方について、スケジュール感といいますか、事務局より引き続き説明をお願いします。

浅井 人権企画課長

それでは、改めて、資料 4-1 の 2 枚目、左側をご覧ください。ただいま、部会の設置や部会メンバーの構成について、会長からお話がありましたが、事前に会長とご相談のうえ、そうした点を踏まえた今後の検討スケジュールをお示しております。

本日、審議会において諮問をさせていただきましたが、ここからおおむね 1 年程度をかけて、計画改定に向けた検討を進めていきたいと予定しております。審議会でご議論いただく計画案につきましては、まず部会において、ご意見やご助言をいただきながら作成してまいります。

第 1 回目の部会は、遅くとも 6 月初旬には開催させていただきます、計画の骨子案について整理・とりまとめを行いたいと思います。その後、夏頃の審議会において、この骨子案をもとにご意見をいただき、修正を加えながら、さらに 2 回程度、部会を開催し、計画案の検討を進めてまいります。

あわせて、その間に、今年度実施した市民意識調査の詳細な分析結果がまとまってくる予定でございますので、その内容についても、適宜、計画案に反映していきたいと考えております。年内、遅くとも令和 9 年の 1 月には、計画の原案を審議会にお諮りしまして、ご意見をいただき、最終答申として取りまとめでいただきたいと予定しております。その案をもちまして、その後、パブリックコメントを実施しまして、最終的には、令和 8 年度末を目途に、改定版の計画を確定していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。

改定の具体的な内容については、これからの検討ということになりますが、ただいまのスケジュールを含め、現時点です、計画の改定の方向性等について、もし委員の皆様にご意見ご質問等ございましたらお伺いしたいと思っております。

いかがでしょうか。どなたかご意見とかございませんでしょうか。はい。どうぞ。

廣岡 委員

すいません、廣岡でございます。改定の大きな方向性ということは、わかったんですけども、ちょっと 1 点なのか、重なるのか自信ないんですが。

いただいた資料でいうところ、資料 4-1 の裏、イメージ図ということで、この人権行政推進計画の範囲ということで、点線でくくっているんですけども。このイメージ図に関わってということになるかと思いますが、やっぱり 2 点です、ございます。

1 点は、僕もこの審議会に 2、3 年おりますけれども、なかなかなんて言いますか、この審議会を担当するダイバーシティの部局が、市民啓発が市役所の中で職掌だというふうな感じがあって、その他部局でやっている関連計画等であがっているような、福祉に関わるような事業だとか、今日お話いただいた問題もありますけれども、それをどういうふうに連携を取りながら進めることができるのか、課題としてあがっていると思うんですね。

だから、この機会に、どういうふうに人権の視点から連携を取り合って進めていくことができるのかということについて、きちっと書き込んでいただきたいなというふうに思います。

そのことと、おそらく関わると思うんですけれども、これも昨年度に大阪港湾局の職員の業務中の差別発言事件がありまして、市職員でしたが、本来その府のほうでも、職員育成のあり方について抜本的な見直しを進めていくべきじゃないかという議論が出たはずで、そういうふうに記憶しています。

ただそれもなんて言いますかね、こっちの審議会のほうから言っていけば、どうしても単発の研修になりがちで、大阪市職員の初任時研修の中に、トピックとしてやるっていうことがあるとしても、職員育成の中でどういうふうに人権の視点を入れ込んで、どの部局で働くにしても市職員として働いていく以上、いわゆる短時間勤務、非正規の雇用の形だったとしても、人権意識を持ちながら場面場面で、市民への啓発を担う主体にもなっていくし、あるいは行政として政策を進めていく上で人権の視点を持ちながら、いろんな部局で進めていくっていうようなときに、この職員研修の中にきちっと入れ込んで組み込んでいくってことは多分必要だと思っています。

ここでいうと、この点線の中の行政というところですけども、1 個 1 個施策をどう進めるかということと、職員育成をどうしていくのかっていうことを、この機会に、問題意識として書き込んでいただくといいんじゃないかというふうに思いました。

乗井 会長

ありがとうございました。今後の計画の改定にあたって、こういう視点を持ってほしいということでご意見があったと思います。他に。はい、どうぞ。

永井 均 委員

永井均です。よろしくをお願いします。

今回の改定について、国の、「契機」のところですね、各人権課題に対する取組項目に、ヘイトスピーチ、性的マイノリティの人々を追加とあります。これは大きなポイントだと私は思います。性的マイノリティの人々の追加について、それなりにはっきりとわかる文章で加えていただきたいっていうのが 1 つです。

それと、いろいろ賛否両論あるかとは思いますが、今年、最高裁の同性婚裁判の判決が出る可能性があります。そうなってくると、必要に応じて、そういった辺りも触れて欲しいと思いますし、たんにその同性婚裁判というのが、同性同士で結婚したいというそれだけではなくて、同性婚が認められないことで、本来の権利が与えられていないという問題がありますので、そういったところも、もし判決が出て、内容として触れられるようであれば、ぜひ入れていただきたいと思います。以上です。

浅井 人権企画課長

ご意見ありがとうございます。委員からおっしゃっていただいたように、行政のあらゆる施策に人権の視点を浸透させていくためにはどのようにするのかというところを、ご意見をいただきながら落とし込めるようにと考えております。

また、個別の人権課題であります性的マイノリティなどの課題と、それぞれの課題に共通する人権の視点をあわせて啓発することが大切と考えておまして、基本的な考え方を書いたうえで、個別の課題などの踏み込んだところは、まち指標を毎年取りまとめている中で、その状況も変わっていくこともあると思いますので、どのように書いていくのかというところを踏まえて検討できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

乗井 会長

引き続きまして、報告の方に入りたいと思います。

報告(1)、令和 7 年度「人権問題に関する市民意識調査」の実施状況について、事務局より報告をお願いいたします。

高 人権企画課長代理

改めまして、人権企画課長代理の高でございます。

それでは私から報告(1)令和 7 年度「人権問題に関する市民意識調査」の実施状況について、お配りしております資料 5-1 と 5-2 を用いましてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、昨年 7 月に開催のありました前回の審議会では、人権問題に関する市民意識調査を本市では 5 年ごとに実施しており、ちょうど今年度が調査の実施年度となっていることから、あらかじめ本審議会の皆様にご報告にあたってのご意見を頂戴したところです。つきましては、本日はこの場をお借りしまして、その後の実施状況について、ご報告をさせていただきたいと考えております。

前回の審議会では、調査の詳細については有識者で構成する実施検討会議で検討することをご報告いたしました。資料記載の順序と前後いたしますが、今回の調査では 4 に記載のあります 3 名の有識者の方々にご参画をいただきました。なお、お三方とも前回調査でも有識者としてご意見をいただいている方々でございまして、今回も引き続きご協力をお願いしたものでございます。

次に、調査対象についてご報告いたしますと、先の審議会においては前回調査と同様、満 18 歳以上の 2,000 人を対象に実施する旨、ご説明をいたしました。実施検討会議での検討の結果、満 18 歳から 29 歳を対象に 330 人を追加することといたしました。その理由としましては、住民基本台帳からの無作為抽出によりまして、本市の縮図に近い割合で各年齢層の方々に調査票をお届けできたとしても、これまでの調査結果を踏まえると、若年層の回答割合が低いことが予想されることから、結果に偏りが生じるおそれが高いため、過去の若年層の回収率をもとに、330 人を追加することとしたものです。

続きまして、調査方法、調査期間でございますが、これまでの郵送調査に加え、今回からオンライン回答も可能となるようにしております。なお、若年層に対する追加調査分に関しましては、事業者への委託ではなく、市職員が直営で実施することとしたため、郵送のみとさせていただいております。さらに、実施時期については、回収率を上げるために調査期間をできるだけ長く確保できた方がよいとの判断もございまして、発送時期を前回から約 2 週間ほど早めることといたしました。

実際の回答状況ですが、回答者は745人、回収率は約32%となりました。調査対象を追加したこともあり、前回調査と同等程度の回収数を確保することができました。

裏面に移ります。資料5-2とあわせてご覧ください。全体の設問数ですが、前回の44問から39問といたしました。内訳は新設1、廃止6の差し引き5問の減です。新設した質問は、既存の“差別的な言動にはじめて接した経験”を尋ねる質問の次に、「そのときに、どのように思ったか」を尋ねるというもので、“差別的な言動にはじめて接した経験”をしたときの態度形成が重要であるという検討会議でのご意見を受けて、新規の質問として設定することといたしました。詳細は、調査票の問の7-1をご覧ください。

一方、今回の調査では、行政の取組に関する情報の入手経路や地域活動への参加状況といった他の調査でも把握できると考えられる質問を廃止することといたしました。また、その他の改善点では、調査票全般を通して、設問文等が回答者にとってわかりやすいものになっているか、表現や表記が統一されているかなどを点検し、見直しを行いました。

最後に今後のスケジュールについて、ご報告いたします。調査期間の終了を受けまして、2月から3月にかけては単純集計を行うこととしております。また、令和8年度になりましたら、クロス集計を行うなど有識者による詳細な分析を予定しているところでございます。

私からの人権問題に関する市民意識調査の実施状況に関するご報告は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から市民意識調査の現在の状況についてのご報告がありました。今、回答が戻ってきて、今月から集計に入りますというご報告だったと思います。今のご説明、ご報告について、ご質問がございましたらお伺いしたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。はい。どうぞ。

吉田 委員

吉田です。ちょっと、質問というよりは意見です。この市民調査をお配りいただいてその項目を拝見していると、例えば今ご説明があった、7ページの問7ですけれども、問7-1で、回答できる欄というか選択肢が4つあって、「1 そのとおりと思った」「2 そういう見方もあるのかと思った」というのは、たぶん両方にレ点を入れることができるように思うんですね。

そういう見方があるのかと思って、そういえばそのとおりと思う。そういう場合には、ただ1つしかつけられない。要するに、何を聞きたいかによって、この選択肢は検討したほうがいいと思います。つまり、そういう見方もあるのかと思ったら、私は同意しないけれども、人は人、私は私、あなたがそう思っているんだったら、勝手にそう思って下さいという意味だと思うんですけれども、選択肢の再検討が必要かなと感じました。

同様のことは、例えば12ページを見ますと、問12-2のところ、人権上問題となる言動を受けた場合の対応と申しますか、どういった行動をしたか、しなかったかということなんですけれども、「どのように対応しましたか」で、「1 抗議した、反論した」「2 相談した、訴えた」「3 がまんした」ってことも、「1 抗議した」し、「2 相談もした」し、「3 がまんもする」という人が結構いるんじゃないかと思うので、こ

れも相互に背反していない。

ただ、レ点を 1 つしかつけられないので、多分、私が当事者だったら回答不能になってしまうのではないかなと思います。抗議した、反論したっていうのが、態度とか意識がその人の中にあるかということを知りたい設問だと思うし、相談した、訴えたっていうのは制度とか制度認知に関する問だと思うんですね。なので、何を知りたいのかによって、この聞き方っていうか、選択肢の設定は変わってくると思います。ちょっと、回答不能が入ってるっていうのはあまりよろしくないと思うので、再検討していただいたらいいかなと。

そのときに、やはり先ほどご紹介いただいたように実績指標のようなものがあるので、こういったものを活かして、制度認知を聞きたいのか、意識や態度形成を聞きたいのかということで、質問も、何かしらの指標ないしガイドラインを基準にするのも検討のポイントかなと。回答不能の設問はなるべく、少なくしていただけたらなと思います。以上です。

乗井 会長

はい。今回はもうすでに実施していますので、今後やるときに、ご意見があったということで、事務局のほうで聞いていただければと思います。

他にいかがでしょうか。他に特にご意見がなかったら。はい、どうぞ。

廣岡 委員

とりあえず発言として残しておく必要があるかなと思って申し上げるんですが、前回のこの集まりで、何か新しい項目を入れる提案を出してくださいってことが、議題としてあがったと思うんです。

そのあと、社会学を専門にする研究者と意見交換していたら、あまりこれの項目を変えてしまう、質問の仕方とか回答を変えてしまうと、経年比較ができなくなるので、何と言いますか、変えて欲しくないという、要約すればそういうことなんですけど、変えないほうがいいんじゃないかっていうようなご意見もいただいたりしたことがあって、いろいろ追加意見は出しましたが、最小限の修正にとどめてあるというご判断だということだと思います。

で、また 5 年後ということになると思うんですが、審議会のメンバーが入れ替わっていると思うので、そのときに、何と言いますか、意識調査って何なのかっていうところの、前捌きの情報提供をしっかりとさせていただく方がいい。いきなり意見出せて言われたら、よくわからんけど、そのとき気が付いたことを申し上げるものですし、やっぱりこれについて新しい方々から、きちっと調べるべきだっていうことで加わっていくのももちろん大事なんですけれども、基本的にどういうものであって、どういう要請があって続けているんだということを何かしら言っていただくと、議論が混乱しないんじゃないかなあと思いました。以上です。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。

なかなか難しい問題で、よりよいものにするために、多少の修正とか改定を加えたいという意向の一方で、5 年ごとの経年の比較をするために、大きく変えるとそれが損なわれるというところで、難しいところかと思いますがけれども、貴重なご意見ということで聞いていただければと思います。

続きまして、報告の(2)インターネット上の人権侵害に関するモニタリングの実施状況についてということで、事務局よりご報告よろしく申し上げます。

松井 人権啓発・相談センター副所長

人権啓発・相談センターの松井です。私からは、「インターネット上の人権侵害に関するモニタリングの実施状況」についてご報告させていただきます。資料 6 をご参照ください。

昨年度の当審議会では、モニタリング実施の検討についてご説明をさせていただきました。実施の背景につきましては、再度のご説明になりますけれども、インターネット上の誹謗中傷や人権侵害については、その拡散スピードや回復の困難さから、大変大きな社会問題となっているところでございます。同時に、そういった人権侵害に対応するには、ネット上であるということで、その範囲があまりにも広範であるといったことも課題でございます。

そのような状況の中、本市では、これまで、インターネット上の差別的な書き込み等のうち市内の特定の地域が同和地区である、または、あったと指摘する情報、「識別情報の摘示」に該当するものについて、市民等から情報提供があった場合には、職員がその内容を確認したうえで、法務省通知を踏まえ、法務局に対しプロバイダ等への書き込み等の削除を要請するよう依頼してまいりました。

一方、インターネット上での同和地区の識別情報の摘示につきましては、依然として後を絶たず、積極的に人権侵害の拡散防止を図るという観点から、これまで行ってまいりました対応に加えまして、昨年 8 月からモニタリングを実施しているところでございます。

資料では、参考に、国の動向を記載しております。「侮辱罪が厳罰化」されたこと。また、「情報流通プラットフォーム対処法」は、発信者情報の開示請求手続き等を定めた「旧プロバイダ責任制限法」の改正がございまして、令和 7 年 4 月から、大規模プラットフォーム事業者に対して、削除対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置等を義務付けるなど、インターネット上の権利侵害への対処に係る法整備も進んでいるところでございます。

また、記載はしてありませんが、大阪府でも「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を令和 6 年 4 月に改正しておりまして、被害者からの申出により、これは被害者が自ら削除要請を行っても削除されず、不当な差別的言動があることが明らかな場合でございすけれども、プロバイダ等へ削除要請、発信者への説示または助言などを実施しているところでございます。

裏面ですけれども、本市のモニタリング業務の実施状況を記載しております。

人権啓発・相談センターで週一回実施しておりまして、昨年 8 月から今年の 1 月 13 日時点で 47 件、現時点では 50 件ですけれども、法務局へ削除要請依頼手続きを行っております。

モニタリングの対象は、同和問題に関し、差別や偏見を助長するおそれのある情報としまして、大阪市内の地名をもとに検出した投稿が、「同和地区に関する地名」や「地域を識別する情報が含まれている」など識別情報の適示に該当するものでございます。

どのような投稿があったのかご紹介しますと、街並みを撮影した「探訪」「街歩き」として投稿し、同和地区の地名や個人宅などの写真、動画などをウェブサイトに掲載、晒しているもの等です。

それらにつきましては、職員が確認し、法務局に削除要請依頼します。法務局において、プロバイダ等へ書き込み等の削除要請について判断がされます。

モニタリングと並行しまして、削除要請依頼した件につきまして、投稿が削除されているかどうかのチェックを定期的に行っているところでございますが、現時点では、モニタリング分はまだ削除にいたっておりません。

参考に申し上げますと、過去、市民等から情報提供されたものにつきましては、151件の削除要請依頼を行っておりまして、内68件が削除されております。削除率45%ですけれども、削除された理由が依頼によるものかどうかは不明でございます。モニタリングの実施状況の概要報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。インターネット上の人権侵害に関するモニタリングの実施状況についてということで、事務局よりご報告をいただきました。

ただいまの事務局からのご報告について、ご質問がございましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

三輪 委員

ありがとうございます。モニタリングの対象は、「大阪市内の特定の地域が同和地区であったと指摘する情報」という記載になってるんですが、インターネット上の差別的な書込みのうち、他の理由、他の種類の書込みはモニタリング対象にはなっていないということなんでしょうか。

だとすると、それはどういう理由に基づいているのかをお伺いしたいと思います。具体的には、外国籍あるいは外国にルーツがあることとか、様々なマイノリティ性、そこにはLGBT、セクシュアルマイノリティといった他の様々なインターネット上で差別的な書込みの理由になるマイノリティ性があると思いますが、このあたりに関する対応はどうなっているのか、お伺いできたら幸いです。

松井 人権啓発・相談センター副所長

はい。ありがとうございます。地方自治体がモニタリングを実施することは、その態様によりましては、個人の思想や信条に基づく表現を萎縮させるという懸念もございます。また、市民に不安を与えないように透明性を確保する、慎重に実施する必要があると考えていますが、同和地区に関する識別情報の摘示につきましては、法務省において、人権侵害の恐れが高く、違法性があり、削除要請の対象と明確に示していること、また、その表現がわかりやすく、恣意性が入りにくいということから、まずはモニタリングの対象を限定して始めているところでございます。

乗井 会長

他に何か。ございますか。

永井 均 委員

今後、付け加える予定はないですか。

松井 人権啓発・相談センター副所長

国のほうで、明確な基準が示されて全国統一的な対応をするような方向性が出てきましたら、当然検討していくものと考えております。

乗井 会長

他に何か。よろしいですか。はい。三輪委員どうぞ。

三輪 委員

すみません、2016年に制定された差別三法(人権三法)という国の法律があると思いますが、その一つであるヘイトスピーチ解消法では、ヘイトスピーチは、本邦外の出身者を対象にしているのは、ご承知のとおりだと思います。

このことを踏まえると、今回のモニタリングに関し、ヘイトスピーチ解消法と重ね合わせて読み込めば、今後、対象を拡げていくことは、十分に検討の余地があるのではないかと考えております。

宮之前 多文化共生担当課長

多文化共生担当課長の宮之前です。大阪市はヘイトスピーチ審査会を設置しておりますが、2016年の法の制定の経過を見ましても、法は理念法となっておりますので、どのような発言がヘイトスピーチであるかということを確認するというものにはなっておりません。そのときの審議でも、最終は司法で判断するというふうになっております。

ただ、地方の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとされており、大阪市ではヘイトスピーチ審査会を設置しており、当初から、職員がヘイトスピーチであるかどうか判断ができないということになっておりまして、いずれがヘイトスピーチに当たるのかということに関しては、有識者が判断をするという形で、かなりの時間をかけて判断しているところでございます。

その実務の運用を考えましても、職員が、人種・民族性を持った外国人に対するヘイトスピーチに当たるかどうかということに関しては、軽々に判断できかねると考えております。

渡辺 市民局理事

理事の渡辺です。モニタリングを開始するに当たりまして、どういった対象とするのかということは、我々の中でも大変議論になりました。当然、表現の自由との兼ね合いがありますので、やっぱりここは慎重に検討すべきであろうということでございます。開始時に弁護士に相談しまして、その範囲は明確にすべきだと。それから、やはり抑制的に運用すべきだということで、法務局の制度を利用した活用というのが妥当だろうというようなご意見をいただいております。そういった観点からモニタリングを行っているという状況でございます。

乗井 会長

ただいまのご質問というかご意見、事務局からの回答は以上ということですが、よろしいでしょうか。

三輪 委員

ご発言の趣旨は理解できますが、実際に起きているヘイトスピーチの事象をぜひ踏まえていただい

て、今回の人権ナビゲーション、「人権を尊重するまち大阪」で、ヘイトスピーチの対象になっておられる方の人権がきちんと保障されるように思います。言うまでもないことですが、ヘイトスピーチの被害に遭っておられる方は、マイノリティ性が強く声を上げることが難しい方も多いです。そういうことをぜひ踏まえて検討していただきたいと思います。

宮之前 多文化共生担当課長

大阪市ヘイトスピーチ審査会の取組の成果もあり、今、少し状況は変わってきておりますけれども、この数か月前まで、大阪市では本当に大規模街宣活動そのものがなくなっております。ヘイトスピーチの被害の深刻さというものは伝え聞いており、今後も、このような状況が続くかどうかというのは予断を許さない状況にあるのは十分承知しておりますので、引き続き経過を見続けていきたいと思っております。

吉田 人権啓発・相談センター所長

一点だけ。モニタリングにつきましては、人権啓発・相談センターのほうで実施させていただいているんですけれども、今おっしゃいましたインターネット上のいわゆる差別事象と思われるような書込みというのはたくさんあり、もちろん、認識しております。モニタリングに関わって、昨年の本審議会におきましても、まずは国のほうが明確に示している同和地域の識別情報を摘示しているものについて削除要請依頼の対象として実施していきたいということは申し上げてきました。それに基づいて、今年度からモニタリングを実施しているわけですが、モニタリングを実施するに際しまして、インターネット検索をしていく中で、やっぱり部落差別と思われるような書込みというのはたくさんありまして、法務局のほうに削除要請を依頼する対象は、同和地域の識別情報に限っているわけなんですけれども、それ以外の部落差別というものにつきましては、大阪府のほうが条例を設けておりますので、府条例に基づいて適切に対処していただくなど、連携をとって適切に対応しているところです。

それ以外の人権侵害につきましても、現在は同和問題、同和地域の識別情報ということで、させていただいてるんですけれども、それ以外の人権侵害に関わるインターネットの書込み等につきましても、他都市の状況であったりとか、国の動向を見ながら、今後、積極的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。時間の関係もありますので、この報告についての意見交換はこの程度にしたいと思います。積極的なご意見ありがとうございました。

本日予定されている、報告は以上です。もうちょっと時間がありますので、何か全体を通してのご意見でも結構ですし、何かございませんでしょうか。

三輪 委員

すでに何回も発言している中で、本当に申し訳ございません。

同和問題に関する有識者会議というのがあって、そちらのほうで毎回出てくる意見を、メンバーの方々からのメッセージということで、お伝えさせていただきたいと思います。

こちらの審議会は、条例に基づいて設置されていて、こちらのほうでも同和問題は議題になるわけです。先ほどあがった港湾局差別発言事象についても、同和問題に関する有識者会議での議論がこちらの審議会に反映されるような形で会議を開催していただきたいということが、毎回委員の方から出ております。それは両方の会議に携わってきておられる事務局の皆様もご承知のことと思います。

今回ですが、今日が審議会で、同和問題に関する有識者会議が3月2日に予定されています。ですから、時系列的には同和問題に関する有識者会議で出た意見をこちらでお伝えすることはかなわないような、そういう建付けになっております。

ぜひとも今後は、この2つの会議の関係性が制度上、明確にあるかないかに関わらず、同じ大阪市における人権を議論する場ですので、その辺りはご留意いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。

浅井 人権企画課長

今回、計画改定に関しましては、有識者会議のご意見をお聞きしながらやっていきたいなというふうには思っておりますので、先ほどお示ししましたスケジュールで言いますと、記載していませんが、部会の開催前に、有識者会議を開催することで考えておりますので、反映できるかと考えております。

佐藤 委員

全体のことでsuiteません。佐藤です。

インターネット上の人権侵害、これからやっていこうというところで、例えば今年、平野区では高齢者の人権ということでやるんですけど、高齢者はなかなかインターネットは関係ないんですね。インターネット上で問題になってくるのはやっぱり男女共同参画であったり、マイノリティの問題であったり、例えば今の部落問題であったり、外国人の問題です。

このときに一番怖いのは、風評なのか事実なのかがわからないままに、まるで事実のように広がっていくインターネットの中での人権侵害っていうのをどうやって抑えるのかということ、よく考えていただきたい。ここを除くのは、私たち、ここにおられる方よりもっと若い年代の人が、ネットが事実か風評かっていうことを考えるっていうことを想定しないといけないなということです。

もう1つ、アンケートなんですけど、5年に1回しか取らないアンケートの前との比較っていうのが、本当に必要なのかなと。今のインターネットもそうですけど、10年前、20年前に、ネット上でのということはあまり考えてなかったのに、やっぱり今はそれが、まことしやかに流れてしまう、人権侵害になっちゃうっていうことを、時代時代に適したアンケートの取り方っていうのは、先ほどどなたか委員がおっしゃってましたけど、実際に自分が行動に出たのか、思いなのか、考えちゃったのかっていうのは、段階を通してであれば、あなたは今どの段階ですかの間に私には見えるので、ああいう間は先ほど言われたように、答えようがないよなあと。じゃあ、変えていく、時代に、今度5年後の時代に合ったアンケートを考えないと、せつかくするアンケートなのに、何にも役立たなくなっちゃうと、意味がないなと私は感じました。以上です。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。他の委員、何か。どうぞ。塩中委員。

塩中 委員

はい。本日はどうもありがとうございました。

聞かせていただいて、皆様の人権に対する向き合い方を強く感じております。人権として、私は障がい者支援計画に興味があり、障がい者と言いましても、精神障がいとか、様々な障がいがあります。その中でひとくりにするっていうのが非常に問題というか、課題が多く出てくるのかなあと。当事者の人たちの意見、温度差ってのはかなりあるなあと。世間一般の方々が人権に向き合うことで、不勉強の方々があたりとか、あまりそういったことを気にしない方の不適切な発言であったりとか、そういったものが我々、真剣に取り組んでる方々を苦しめているっていう現状もあります。それも世間の人々の評価だというふうなことも考える中で、私たちが本当に向き合っていかなければいけないところを、真摯に、この審議会では向き合っていたらなというところに感動いたしました。またこれからも多くの課題はあるとは思いますが、一緒に取り組んでいきたいなと思います。以上です。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。

谷井 委員

本日はありがとうございました。「人権が尊重されるまち」ということですね、私は、社会的、心理的安全性が地域の中に根づいているかどうかというのがやっぱり重要ななと思っています。

制度や施設、そういったハードの整備は欠かせないものではありますけれども、しかしそれだけではなかなか声を上げることができない方もいらっしゃると思いますので、話しても大丈夫とか、ここに居場所があるとか、そう感じるようなソフトな心の繋がりがあって、はじめて人権というものが実感として守られるのではないかと思います。

近年、注目されている社会的処方考え方も、まさにその延長線上にあるのではないかなと思っています。医療とか福祉だけで完結させるのではなくて、地域の繋がりとか、ひとつの関係性そのものを処方として活かしていくという視点が大事なのかなと思っています。

私はもともとカウンセラーとして病院や企業で働いていて、苦しみを抱えている方、多くの方と向き合ってきました。心理的安全性というところがないために声を上げられない方も、まちの力をもってですね、もっと声を上げられるような、まちづくりをしていかなきゃいけないなと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

乗井 会長

はい。ありがとうございます。

永井 広幸 委員

どうもありがとうございます。1点単純な疑問で、この「人権の視点！100！」という、この100は何かというのがずっと疑問で、100点満点なのか100視点があるのか、どういうものかっていうのはここにも一切書いておられないので、もしわかっていたら教えていただきたいと思います。

あとこの人権ナビゲーションを実施していく中で、僕は大事な視点というのは、肝になるのは区役所だと思っています。区役所の職員、大阪市の職員も含めてですけれども、我々も含めてそういうふうな研修を受けていく中で、一人ひとりの人間としての人権をしっかりと守っていこうという視点はわかります。

区役所には高齢者も女性も障がい者も、すべての方がここに来られる、そういうところでの職員がそういう方々の人権をしっかりと守っていけるのかどうかというの、受ける側の気持ちとして人権を侵害されていないというふうな、安心したまちづくりであるということが確認できるといったんですよ。こういった形で1年後に、多分、いろんな形で意見が出てくるんでしょうけれども、例えば区役所のそれぞれの出入口で、出てこられた方に実際のモニタリングをですね、人権がしっかりと守られているのか、今対応されて帰ってきたその方が、職員に対してどういうふうな形の対応をしていただいたのかという、人権を守られているのかという生の声を、これ郵送で無作為にやるよりも、こっちのほうが全然現実的だというふうに思います。

区役所というのは、ご存じのように市の職員ばかりではないです。民間の方も参入をされていて、指定管理として入られている方も多いので、そういう方々にもしっかりと研修されるのかどうかですね。そういうことの視点もしっかり考えながらこの1年間、審議していただければありがたいというふうに思います。以上です。

乗井 会長

はい。ありがとうございます。他によろしいでしょうか。オンライン上で参加の委員、よろしいですか。

的場 委員

発言、よろしいですか。本日オンラインで申し訳ありません。的場です。よろしくお願いいたします。

活発な議論で非常に勉強させていただいてありがとうございました。今直前の委員からもご指摘あったように私もこの「人権の視点！100！」っていうのが、やはり前からすっかりしなくて、今もネットでいろいろ検索したんですけど、やっぱり100の意味がわからないっていうのと、あまりにも多すぎるっていうイメージがあるので、少しネーミングとかも考えていただければなというふうに思いました。

それから、2点目なんですけれども、ナビゲーションを作るっていうときに、市民っていうのはもちろん、住んでいる方も、それから働かれていますっていう意味合いだと思えますけれども、最近、府の職員さんとか市の職員さんに対するカスタマーハラスメントっていうようなことも一方では問題になっておりますので、もちろん職員さん側の意識の向上っていうこともありますけれども、職員さんとかの人権を守るっていう視点をしっかりと忘れずにいきたいなというふうに思っております。すいません。雑駁な意見のようなもので申し訳ありません。ありがとうございました。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。高見委員もよろしいですか。

高見 委員

はい。

乗井 会長

大体皆様のご意見を伺ったのですが、何か、補足でございますか。

浅井 人権企画課長

1点だけ、「人権の視点！100！」の意味ということで、100の視点、100個数えたらいいんですけども、たくさんあるという、ひとまとまりでってということでネーミングをしたというふうに引き継ぎ聞いております。それに関連してですけども、いろんな属性の方がいらっやって、先ほどちょっと申し上げましたけれども、その共通する視点っていうのもありつつ、それぞれの問題、高齢者ですとか、それぞれの特性ということもきちんと理解しながらやっていく、ということが重要と思っていますので、特に職員に対する啓発というか視点を浸透させていくっていう部分では、たくさんのご意見いただきましたので、その辺も踏まえて考えていくように、また皆様からご意見いただきながら進めていければなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

乗井 会長

はい。ありがとうございました。皆さんから積極的なご意見をいただいて感謝しております。

昨今のいろんな状況を見ると、格差の増大だとか、不安や、なんていうんですかね、分断を煽るような言動とか、ネット上にとびかたりとかして、非常に危機感を抱いております。そういう時代だからこそというわけではないんですけど、いかに人権感覚を持った市民とか、行政職員とかが、日々の生活の中でのいるのかがとても大事なのかなあと思っています。

特にインターネット上はその匿名性が高いということから、自分の表現の自由っていうか、人権に関しては敏感だけど、他者の人権ですかね、いろんなバックグラウンドを持った人たちの人権をともに守ることによって自分の人権を守っていくんだという、その共存のための知恵っていうか、そういう深いところの啓発とかとても大事なのかなと。

まさにその人権感覚をちゃんと持った市民がいかに社会を構成しているのかっていうところが、最後にいろんな人権侵害をなくすということで大事なかなと思っています。そういう意味で、推進計画を時代になかったものに変えていくために改定作業をやるということで、今回お二人の委員にも入っていただいて部会を作って、7月には、またこの問題について議論いただけたと思いますので、引き続き皆様にはご協力いただきたいと思っております。

これで一応いただいた議題は終わりましたので、事務局のほうにお返ししたいと思います。

堀田 ダイバーシティ推進室長

長時間にわたるご議論、誠にありがとうございました。ダイバーシティ推進室長の堀田でございます。最後に一言だけ、所感でございます。

この会は年に2回させていただいております、来年度は、先ほどご案内させていただきましたとお

り、推進計画の見直しに具体的に着手してまいります。部会、専門部会の委員の先生方に入っていて、早速、話を進めてまいります。本日いただきましたご意見も踏まえまして、議論を進めてまいりたいと思います。その内容につきましては、適宜こちらにもフィードバックをさせていただきたいと思っております。

複数の委員の先生方からご意見を頂戴しましたインターネット上の問題でございます。これを、たんに表現の活動は何かという点にとどまることなく、今後、我々、インターネット時代において、人の考え方や態度、そういったものにも非常に深く関わっているものではないのかと、そういうふうにと考えるとござります。そういった意味で、国の計画においても、インターネットというのがかつてのプライバシーの問題というような切り口ではなく、すべての人権に対してどのように影響するのか、それは武器にもなるし、それは脅威にもなる、そういった観点を踏まえて、大阪市としても計画を考えていきたいと思っております。引き続き皆様方のご意見も頂戴いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

永田 人権企画課担当係長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第52回大阪市人権施策推進審議会を閉会いたします。委員の皆様、大変ありがとうございました。